

## 西村稔先生年譜・著作目録——西村稔先生の人と学問

阪本尚文編

### まえがき

編者の恩師の一人である西村稔先生は、2019（令和元）年10月28日に逝去された。そのことを同年11月末に知った編者は、先生ともうお話しできない、という現実にはわかには受け入れられなかったが、先生が古稀を迎えられたタイミングで作成していた年譜・著作目録を公表できないか、とも考えるようになり、西村百合子様、上山安敏先生、吉原丈司氏、吉原達也先生ほか、多くの方のご協力を得て、年譜・著作目録を含む追悼集を編むことができた（阪本尚文編『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ——西村稔先生追悼集』、2020（令和2）年2月28日〈<http://hdl.handle.net/10270/5154>〉）。

もともと、この年譜・著作目録は完全なものとは言いがたかった。そこで吉原達也先生のご厚意により、〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/>〉に年譜・著作目録の改稿版をご掲載いただいている。この最新版が、第一部「西村稔先生（1947～2019）年譜・著作目録（第6稿）」である。

『Aún aprendo』には、幸いにも上山先生から第二部 四「西村兄の思い出」をご寄稿いただくことができた。また、編者は第二部 一「西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書」を寄せ、晩年の西村先生が近代日本における「法学部の歴史」に関心を寄せられていたことを指摘している。だが、そこでは先生晩年の学問構想の具体的な内容にまでは、紙幅の都合で踏み込めなかった。吉原丈司氏にお声がけいただき、その関心の所在の一端を書き留めたものが、第二部 二「学部の争い——西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書拾遺」である。

いま述べたように『Aún aprendo』に西村先生の追悼文をご寄稿いただいた縁で、編者は2020（令和2年）以降、最晩年の上山先生から数通のお葉書をありがたくも頂戴することになった。これらは編者にとって一生の宝物である。が、その上山先生も2021（令和3）年10月28日に長逝された。やはり吉原氏にお声がけいただき、執筆の機会を頂戴した上山先生の追悼文が、第二部 三「額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先生」である。

第二部 一～四を本書に再録するに際しては、第二部 四の本文を除き、若干の加筆・修正を行っている。なお、第二部 二および三執筆に際して、チャット記録並びに『丸山眞男の教養思想』のあとがきの草稿を活用することにつき、西村百合子様よりお許しを得た。この場を借りて深甚な謝意を表したい。

## [目 次]

第一部 西村稔先生（1947～2019）年譜・著作目録（阪本尚文編）（第6稿）	
.....	3
一 西村稔先生年譜 .....	4
二 西村稔先生著作目録（2022（令和4）年4月現在） .....	5
第二部 西村稔先生の人と学問 .....	17
一 西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書 .....	17
二 学部の争い——西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書拾遺 .....	24
三 額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先生 .....	28
四 西村稔兄の思い出（上山安敏） .....	31

第一部 西村稔先生（1947～2019）年譜・著作目録（第6稿）  
（2022（令和4）年4月現在）

阪本尚文編

- ・本年譜・著作目録は、阪本尚文編『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ——西村稔先生追悼集』（私家版、2020（令和2）年2月28日刊）<sup>1</sup>に収録した「西村稔先生年譜・著作目録」に拠りつつ、若干の修正を加えたものである（HP初出：2020（令和2）年4月4日）。
- ・2020（令和2）年5月28日第2稿作成（二（二）翻訳書（単独訳）、（三）著書（共著）、（四）翻訳書（共訳）につき、書評6点の書誌情報を追加した）。
- ・2020（令和2）年11月18日第3稿作成（二（一）著作（単著）、（二）翻訳書（単独訳）につき、書評計5点の書誌情報を追加した）。
- ・2021（令和3）年7月31日第4稿作成（註1を加筆した）。
- ・2021（令和3）年11月3日第5稿作成（二（一）著作（単著）につき、書評1点の書誌情報を追加した）。
- ・2022（令和4）年4月1日第6稿作成（二（三）著作（共著）につき、書評1点の書誌情報を追加した）。

[目次]

一 西村稔先生年譜.....	4
二 西村稔先生著作目録（2022（令和4）年4月現在） .....	5
（一）著書（単著） .....	5
（二）翻訳書（単独訳） .....	6
（三）著書（共著） .....	7
（四）翻訳書（共訳） .....	8
（五）学術論文（単著） .....	9
（六）学術論文（共著） .....	12
（七）翻訳 .....	12
（八）書評・紹介 .....	12
（九）事典執筆項目 .....	13
（一〇）その他 .....	13
（一一）学会報告 .....	14
（一二）外部資金獲得実績 .....	15
（一三）審議会など .....	16

<sup>1</sup> 福島大学学術機関情報リポジトリ所収〈<http://hdl.handle.net/10270/5154>〉。本追悼集所収の編者による追悼文（阪本尚文「西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書」（5-9頁））の続篇として、同「学部の争い——西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書拾遺」（『近代警察史の諸問題——川路大警視研究を中心に（警察政策学会資料第115号）』（第二輯・下冊）、2021年5月8日）、451-454頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5431>〉がある（2021（令和3）年7月31日一部修正）。

## 一 西村稔先生年譜

- 1947（昭和 22）年 11 月 4 日 滋賀県に生まれる。
- 1963（昭和 38）年 4 月 大阪府立北野高等学校入学。
- 1966（昭和 41）年 3 月 大阪府立北野高等学校卒業。
- 1966（昭和 41）年 4 月 京都大学法学部入学。
- 1971（昭和 46）年 3 月 京都大学法学部卒業。
- 1971（昭和 46）年 4 月 朝日新聞社入社。
- 1972（昭和 47）年 3 月 朝日新聞社退職。
- 1972（昭和 47）年 4 月 大阪大学文学部聴講生。
- 1973（昭和 48）年 4 月 京都大学大学院法学研究科修士課程入学。
- 1975（昭和 50）年 3 月 京都大学大学院法学研究科修士課程修了。
- 1975（昭和 50）年 4 月 京都大学大学院法学研究科博士課程進学。
- 1976（昭和 51）年 3 月 京都大学大学院法学研究科博士課程退学。
- 1976（昭和 51）年 4 月 京都大学法学部助手。
- 1979（昭和 54）年 4 月 岡山大学法文学部法学科専任講師。
- 1980（昭和 55）年 4 月 岡山大学法学部助教授。
- 1988（昭和 63）年 4 月 岡山大学法学部教授。
- 1989（平成元）年 4 月 法学博士（京都大学）。
- 1998（平成 10）年 4 月 岡山大学評議員（2000 年 3 月まで）。
- 2004（平成 16）年 3 月 岡山大学法学部退職。岡山大学名誉教授。
- 2004（平成 16）年 4 月 京都大学大学院人間・環境学研究科教授。
- 2012（平成 24）年 3 月 京都大学大学院人間・環境学研究科退職。京都大学名誉教授。
- 2019（令和元）年 10 月 28 日 逝去。

## 二 西村稔先生著作目録（2022（令和4）年1月現在）

### （一）著書（単著）（\*：書評、★：注記）

1987（昭和62）年

『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会』、木鐸社、1987年10月30日。

\* 上山安敏「1987年読書アンケート」『みすず』第30巻第1号、1988年1月、59頁。

\* 三島憲一「今でもわれわれを縛っているドイツ—西村稔著『知の社会史』」『朝日ジャーナル』1988年1月22日号、63-64頁。

\* 筒井清忠「書評 西村稔著『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会』」『週刊読書人』第1719号、1988年2月、4面。

\* 上山安敏「書評 法学界の閉ざされた扉を開く異色の書 西村稔著『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会』」『週刊ポスト』第20巻第30号、1988年7月、116-117頁。

\* 前谷和則「書評 西村稔著『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会』」『歴史学研究』第590号、1989年2月、55-58頁。

\* 海老原明夫「書評 西村稔著『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会』」『法制史研究』第38号、1989年3月、320-326頁。

\* 望田幸男『ドイツ史学徒が歩んだ戦後と史学史的追想』、本の泉社、2020年1月12日、100頁（2020（令和2）年11月18日追加）。

\* 関廣野「書評 西村稔著『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会』 学問内在の政治つく モダンなるものにひそむ陥穽」『This is』第50号、1988年4月、322-323頁（2021（令和3）年11月3日追加）。

1998（平成10）年

『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源』、木鐸社、1998年2月25日。

\* 立花隆「私の東大論Ⅲ—東大法学部は『湯呑み』を量産している」『文藝春秋』第76巻第5号、1998年5月、188頁（同『東大生はバカになったか—知的亡国論+現代教養論』、文藝春秋、2001年10月30日、133-135頁）。

\* 佐野誠「書評 西村稔著『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源』」『週刊読書人』第2240号、1998年6月、8面。

\* 坂昌樹「啓蒙の『学識』と『公・私』のヤヌス—西村稔著『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源』、木鐸社、1998年を中心にして、別府昭郎著『ドイツにおける大学教授の誕生』、創文社、1998年および松元忠士著『ドイツにおける学問の自由と大学自治』、敬文堂、1998年にもふれつつ」『国際文化論集』第18号、1998年9月、69-89頁。

\* 上山安敏「1998年読書アンケート」『みすず』第41巻第1号、1999年1月、46頁。

\* 望田幸男「書評 西村稔著『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源』」『歴史学研究』第723号、1999年5月、44-47頁。

\* 田村栄子「書評 西村稔著『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源』」『学燈』第96巻

第5号、1999年5月、40-43頁。

\*望田幸男『ドイツ史学徒が歩んだ戦後と史学史的追想』、本の泉社、2020年1月12日、100頁（2020（令和2）年11月18日追加）。

★1999年度東京大学後期入学試験（文科論文Ⅱ）で出題。

2006（平成18）年

『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』、名古屋大学出版会、2006年12月15日。

\*竹内洋「ブックレビュー 竹内洋の読書日記（第4回）福沢諭吉の『交際の教養』に納得——日本人の輪郭を取り戻すには」『週刊東洋経済』第6060号、2007年1月、117頁（同「読書日記7」（同『学問の下流化』、中央公論新社、2008年10月10日）、250頁）。

\*上山安敏「2006年読書アンケート」『みすず』第49巻第1号、2007年2月、91頁。

\*佐藤卓己「福澤思想のダイナミズムを見事に交通整理——西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』」『中央公論』第122巻第3号、2007年3月、270頁（同「方法的二元論を駆使した啓蒙のレトリック」（『現代史のリテラシー——書物の宇宙』、岩波書店、2012年1月14日）、149-150頁）。

\*河野有理「学界展望＜アジア政治思想史＞ 西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』」『国家学会雑誌』第120巻第7・8号、2007年8月、589-592頁；同「福沢諭吉における＜社交＞の精神と＜教養＞の秩序——西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』を読む」『福澤諭吉年鑑』第34巻、2007年8月、34-54頁。

\*嘉戸一将「書評 西村稔著『福沢諭吉——国家理性と文明の道徳』」『人環フォーラム』第22号、2008年3月、60頁。

\*安西敏三「書評 西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』」『法制史研究』第57号、2008年3月、267-271頁。

2019（令和元）年

『丸山眞男の教養思想——学問と政治のはざままで』、名古屋大学出版会、2019年7月10日。

\*都築勉「書評 西村稔著『丸山眞男の教養思想——学問と政治のはざままで』」『図書新聞』第3418号、2019年10月、3面。

\*山辺春彦「書評 西村稔著『丸山眞男の教養思想——学問と政治のはざままで』」『週刊読書人』第3317号、2019年11月、3面。

\*上山安敏「2019年読書アンケート」『みすず』第62巻第1号、2020年2月、91頁。

\*荻部直「丸山眞男研究の新たな動向」『アステイオン』第92号、2020年5月、180-183頁（2020（令和2）年11月18日追加）。

\*望田幸男「『私の戦後』再考——書評・感想との「『通信対話』」『季論21』第50号、2020年10月、36-37頁（2020（令和2）年11月18日追加）。

（二）翻訳書（単独訳）

1985（昭和60）年

ウォルター・Z・ラカー『ドイツ青年運動—ワンダーフォーゲルからナチズムへ』、人文書院、1985年6月25日。

1991（平成3）年

フリッツ・K・リンガー『読書人の没落—世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、名古屋大学出版会、1991年5月10日。

\*猪木武徳「書評 フリッツ・K・リンガー著『読書人の没落—世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、西村稔訳『外交フォーラム』第4第7号、1991年7月、97頁（2020（令和2）年5月27日追加）。

\*杉山光信「書評 フリッツ・K・リンガー著『読書人の没落—世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、西村稔訳『思想』第811号、1992年1月、68-72頁。

\*上山安敏「1991年読書アンケート」『みすず』第34巻第1号、1992年1月、41頁。

\*倉橋重史「書評 フリッツ・K・リンガー著『読書人の没落—世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、西村稔訳『大学論集』第22号、1993年3月、289-291頁。

\*筒井清忠「現代の古典 知識人の変遷—F・K・リンガー著『読書人の没落』」『季刊アステイオン』第29号、1993年7月、179-183頁（2020（令和2）年5月27日追加）。

\*早島瑛「書評 フリッツ・K・リンガー著『読書人の没落—世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』、西村稔訳『社会経済史学』第60巻第6号、1995年3月、857-859頁。

\*望田幸男『ドイツ史学徒が歩んだ戦後と史学史的追想』、本の泉社、2020年1月12日、99-101頁（2020（令和2）年11月18日追加）。

1995（平成7）年

マーガレット・A・マレー『魔女の神』、人文書院、1995年8月30日。

\*長尾龍一「書評 マーガレット・A・マレー著『魔女の神』、西村稔訳『朝日新聞』1995年10月1日付朝刊、第13面。

\*上山安敏「1995年読書アンケート」『みすず』第38巻第1号、1996年1月、40頁。

（三）著書（共著）

1982（昭和57）年

「エールリッヒの団体説—特にギールケと比較して」（岡山大学法学会編『岡山大学創立30周年記念論文集 法学と政治学の現代的展開』、有斐閣、1982年2月15日）399-434頁。

\*河上倫逸「書評 西村稔著「エールリッヒの団体説—特にギールケと比較して」（「法学と政治学の現代的展開」岡山大学創立30周年記念論文集）」『法制史研究』第33号、1984年3月、339-342頁。

1983（昭和58）年

「啓蒙期法思想と知識社会—カントと啓蒙官僚」（長尾龍一／田中成明編『現代法哲学2—法思想』、東京大学出版会、1983年11月1日）、163-206頁。

1984（昭和 59）年

「ギールケ« ドイツ団体法 »について」（飯田経夫他監修『今日から生かせるビジネスマンのためのザ・カルチャバンク——人類の知的遺産・354 の古典情報』、PHP 研究所、1984 年 3 月 25 日）、121 頁。

1987（昭和 62）年

「ドイツ官僚法学の形成と国家試験」（上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』、ミネルヴァ書房、1987 年 4 月 25 日）、240-263 頁。

「ドイツ第二帝政期の公法学」（上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』、ミネルヴァ書房、1987 年 4 月 25 日）、264-283 頁。

\* 成瀬治「書評 上山安敏編著『近代ヨーロッパ法社会史』」『法制史研究』第 38 号、1989 年 3 月、316-320 頁（2020（令和 2）年 5 月 27 日追加）。

「第二帝政期における法学者の政治意識」（河上倫逸編『上山安敏教授還暦記念論集 ドイツ近代の意識と社会——法学的・文学的ゲルマニスティクのアンビヴァレンツ』、ミネルヴァ書房、1987 年 4 月 10 日）、288-315 頁。

1998（平成 10）年

「レトリックの遺産としての社交術」（植松秀雄編『埋もれていた術・レトリック』、木鐸社、1998 年 12 月 1 日）、175-205 頁。

\* 葛西康徳「書評 植松秀雄編著『レトリック研究会叢書 5——埋もれていた術・レトリック』」『法制史研究』第 49 号、2000 年 3 月、278 頁（2022（令和 4）年 1 月 19 日追加）。

2001（平成 13）年

「現代日本の『教養』観念」（岡山大学法学会編『岡山大学創立 50 周年記念論文集 世紀転換期の法と政治』、有斐閣、2001 年 11 月 10 日）、345-431 頁。

2003（平成 15）年

「比較文化論と思想史の『方法』について」（上山安敏編『法観念の比較文化論』、国際高等研究所、2003 年 6 月 16 日）、161-173 頁。

2009（平成 21）年

「福澤諭吉と現代」（慶應義塾他編『慶應義塾創立 150 年記念 未来をひらく福澤諭吉展』、慶應義塾、2009 年 1 月 10 日）、10-17 頁。

（四）翻訳書（共訳）

1979（昭和 54）年

『ウェーバーの大学論』、上山安敏／三好敏博／西村稔編訳、木鐸社、1979 年 10 月 30 日。

\* 折原浩「書評 『ウェーバーの大学論』、上山安敏／三吉敏博／西村稔編訳——日本の大学論にとって必要・有意義な反省の素材」『朝日ジャーナル』第 22 巻第 13 号、1980 年 3 月、69-70 頁（2020（令和 2）年 5 月 27 日追加）。

\* 荒川重勝「書評 『ウェーバーの大学論』、上山安敏／三吉敏博／西村稔編訳」『法律



時報』第52巻第6号、1980年6月、120-124頁。

\*横尾壮英「書評 『ウェーバーの大学論』、上山安敏／三吉敏博／西村稔編訳——理論と実践との見事な斉合性」『大学史研究』第3号、1983年7月、78-84頁（2020（令和2）年5月27日追加）。

1980（昭和55）年

H・ヘラー「法治国家か独裁か」、西村稔／宮本盛太郎訳、G・ライプホルツ「ドイツにおける自由・民主主義の崩壊と権威主義的国家像」、西村稔／初宿正典／宮本盛太郎訳（H・ヘラー他『ヴァイマル民主主義の崩壊』、宮本盛太郎他訳、木鐸社、1980年2月10日）、5-34、115-225頁。

\*黒川康「新刊紹介 ヘルマン・ヘラー他著『ヴァイマル民主主義の崩壊』、宮本盛太郎他訳」『史学雑誌』第89巻第8号、1980年8月、1317-1318頁。

\*中道寿一「小林昭三著『ワイマール共和制の成立』ヘルマン・ヘラー他著『ヴァイマル民主主義の崩壊』——深刻な危機の分析を通じて近來の政治動向をも照射」『朝日ジャーナル』第22巻第42号、1980年10月、72-74頁（2020（令和2）年5月27日追加）。

\*中道寿一「書評 ヘルマン・ヘラー他著『ヴァイマル民主主義の崩壊』、宮本盛太郎他訳」『岐阜経済大学論集』第17巻第1号、1983年3月、203-214頁。

1984（昭和59）年

グスタフ・シュミット「エルンスト・トレルチ」（ハンス＝ウルリヒ・ヴェーラー編『ドイツの歴史家4』、ドイツ現代史研究会訳、未來社、1984年7月20日）、59-90頁。

2019（令和元）年

フンボルト『国家活動の限界』、西村稔編訳、京都大学学術出版会、2019年8月10日。

#### （五）学術論文（単著）

1976（昭和51）年～1977（昭和52）年

「合法的思考の歴史的成立——歴史法学の価値理念と自由主義」（1）-（4）・完、『法学論叢』第99巻第5号-第102巻第2号、1976年8月-1977年11月。

（1）第99巻第5号、1976年8月、18-53頁

（2）第100巻第3号、1976年12月、67-99頁

（3）第101巻第5号、1977年8月、31-63頁

（4）・完 第102巻第2号、1977年11月、29-54頁

1979（昭和54）年

「ドイツ法社会学成立論序説——エールリッヒを中心として」『法制史研究』第28号、1979年3月、35-69頁。

\*六本佳平「書評 西村稔著「ドイツ法社会学成立論序説——エールリッヒを中心として」（法制史研究第28号）」『法制史研究』第30号、1981年3月、438-440頁。

1981（昭和56）年～1984（昭和59）年

「近代ドイツにおける法学と知識社会——オットー・フォン・ギールケを中心として」

(1) - (8) ・完、『岡山大学法学会雑誌』第 31 巻第 2 号-第 34 巻第 1 号、1981 年 11 月-1984 年 9 月。

- (1) 第 31 巻第 2 号、1981 年 11 月、1-50 頁
- (2) 第 31 巻第 3 号、1982 年 1 月、1-82 頁
- (3) 第 31 巻第 4 号、1982 年 3 月、81-122 頁
- (4) 第 32 巻第 1 号、1982 年 7 月、85-192 頁
- (5) 第 32 巻第 2 号、1982 年 11 月、25-120 頁
- (6) 第 33 巻第 3 号、1984 年 2 月、63-121 頁
- (7) 第 33 巻第 4 号、1984 年 3 月、123-173 頁
- (8) ・完 第 34 巻第 1 号、1984 年 9 月、31-143 頁

1985 (昭和 60) 年

「ウェーバーと法律学」(1)、『岡山大学法学会雑誌』第 35 巻第 1 号、1985 年 9 月、73-108 頁。

1991 (平成 3) 年～1992 (平成 4) 年

「一八世紀の文芸と法——学識観念の変化を中心として」(1) - (5) ・完、『岡山大学法学会雑誌』第 40 巻第 3・4 号-第 41 巻第 4 号、1991 年 3 月-1992 年 3 月。

- (1) 第 40 巻第 3・4 号、1991 年 3 月、259-308 頁
- (2) 第 41 巻第 1 号、1991 年 7 月、95-165 頁
- (3) 第 41 巻第 2 号、1991 年 10 月、61-164 頁
- (4) 第 41 巻第 3 号、1992 年 2 月、115-159 頁
- (5・完) 第 41 巻第 4 号、1992 年 3 月、1-120 頁

1994 (平成 6) 年

「マックス・ウェーバーと『教養』」(1) - (2・完)、『岡山大学法学会雑誌』第 44 巻第 1 号-第 44 巻第 2 号、1994 年 9 月-1994 年 12 月。

- (1) 第 44 巻第 1 号、1994 年 9 月、43-74 頁
- (2・完) 第 44 巻第 2 号、1994 年 12 月、1-45 頁

1995 (平成 7) 年

「ウェーバーと『リテラートン』——『ゲレールテン』と対比して」『岡山大学法学会雑誌』第 44 巻第 3・4 号、1995 年 3 月、255-322 頁。

「カントにおける『クルークハイト』について」『岡山大学法学会雑誌』第 45 巻第 1 号、1995 年 12 月、287-337 頁。

1997 (平成 9) 年

「カントとレトリック」『岡山大学法学会雑誌』第 46 巻第 3・4 号、1997 年 3 月、133-203 頁。

2000 (平成 12) 年

「教養と作法——覚え書」(1)、『岡山大学法学会雑誌』第 49 巻第 3・4 号、2000 年 3 月、41-113 頁。

「司法改革ウォッチング 岡山大学法学部の法科大学院構想——『地方における法学教育研究会』に寄せて」『司法改革』第 1 巻第 12 号、2000 年 9 月、12-15 頁。

2001（平成13）年

「川島法社会学と『武士』の道德」『奈良法学会雑誌』第13巻第3・4号（上山安敏教授 中野貞一郎教授退任記念号）、2001年3月、1-44頁。

★付記「本稿を書くにあたって、〔川島武宜—編者〕『所有権法の理論』を一部読み返したが、目次の下に「7・4」、「7・8」、「7・11 10:00AM・楽友」という書き込みがあるのに気づいた。昭和四四年にある事情で演習を楽友会館で行うことを余儀なくされた際の情景がありありと甦ってきた。このささやかな思い出とともに、今後も先生の驥尾に付していく覚悟をもって、お礼にかえさせていただきたい。」

「作法の欠落—教養主義と現代」『大航海』第38号、2001年4月、171-179頁。

2002（平成14）年～2003（平成15）年

「福澤諭吉と武士の伝統—教養と作法を中心として」（1）-（7・完）、『岡山大学法学会雑誌』第51巻第1号-第52巻第4号、2002年1月-2003年3月。

(1) 第51巻第1号、2002年1月、1-82頁

(2) 第51巻第2号、2002年2月、45-90頁

(3) 第51巻第3号、2002年3月、1-49頁

(4) 第51巻第4号、2002年3月、1-76頁

(5) 第52巻第2号、2003年3月、11-61頁

(6) 第52巻第3号、2003年3月、151-186頁

(7・完) 第52巻第4号、2003年3月、105-168頁

2004（平成16）年

「福澤諭吉と『国家理性』—丸山眞男の『思惟方法』論を手がかりにして」『福澤諭吉年鑑』第31号、2004年12月、3-34頁。

2004（平成16）年～2008（平成20）年

「『欧化』と道德—新渡戸稲造の道德・礼儀論」（1）-（5・完）、『岡山大学法学会雑誌』第53巻第3・4号-第57巻第3号、2004年3月-2008年3月。

(1) 第53巻第3・4号、2004年3月、1-37頁

(2) 第54巻第3号、2005年3月、79-125頁

(3) 第56巻第3・4号、2007年3月、333-377頁

(4) 第57巻2号、2007年12月、79-119頁

(5・完) 第57巻3号、2008年3月、1-39頁

2006（平成18）年

「社会を斬る—一身独立して一国独立す」『人環フォーラム』第18号、2006年3月、52-55頁。

2014（平成26）年～2016（平成28）年

「知識人と『教養』—丸山眞男の教養思想」（1）-（6・完）、『岡山大学法学会雑誌』第64巻第1号-第66巻第2号、2014年9月-2016年12月。

(1) 第64巻第1号、2014年9月、103-194頁

(2) 第64巻第2号、2014年12月、17-65頁

(3) 第65巻第1号、2015年8月、61-129頁

- (4) 第 65 卷第 2 号、2015 年 12 月、89-175 頁
- (5) 第 66 卷第 1 号、2016 年 8 月、1-88 頁
- (6・完) 第 66 卷第 2 号、2016 年 12 月、93-166 頁

(六) 学術論文 (共著)

2000 (平成 12) 年

岡山大学法学部ロースクール設置準備室ワーキンググループ代表 (西村稔/中村誠/服部高宏) 「ロースクール構想と地方大学法学部・法学系大学院の役割」『岡山大学法学会雑誌』第 49 卷第 2 号、2000 年 1 月、97-108 頁。

2001 (平成 13) 年

宮本盛太郎/西村稔「森鷗外とルードルフ・フォン・イエーリング」『書齋の窓』第 501 号、2001 年 1 月、37-41 頁。

(七) 翻訳

1975 (昭和 50) 年

「マックス・ヴェーバーの大学論」(1) - (3)、上山安敏/三吉敏博/西村稔訳、『法学論叢』第 97 卷第 2 号-1975 年-第 98 卷第 2 号、1975 年 5 月-11 月。

(1) 第 97 卷第 2 号、1975 年 5 月、87-94 頁

(2) 第 97 卷第 4 号、1975 年 7 月、96-104 頁

(3) 第 98 卷第 2 号、1975 年 11 月、101-106 頁 ( (3) のみ副題: 「ドイツの大学における所謂『教授の自由』」)

1981 (昭和 56) 年

オイゲン・エールリッヒ「私法における社会問題」、西村稔訳、『岡山大学法学会雑誌』第 30 卷第 3 号、1981 年 1 月、67-90 頁。

(八) 書評・紹介

1980 (昭和 55) 年

「書評 H・ミッターイス著『法史学の存在価値』」『日本読書新聞』第 2058 号、1980 年 5 月、第 6 面。

「書評 笹倉秀夫著『近代ドイツの国家と法学』」『法哲学年報 1979』、1980 年 10 月、242-252 頁。

1982 (昭和 57) 年

「書評 長尾龍一他編著『新ケルゼン研究』」『日本読書新聞』第 2141 号、1982 年 1 月、第 6 面。

1987 (昭和 62) 年

「書評 上山安敏著『世紀末ドイツの若者』」『正論』第 177 号、1987 年 5 月、206-207

頁。

「書評 宮崎良夫著『法治国理念と官僚制』」『社会科学研究』第39巻第2号、1987年9月、181-190頁。

1989（平成元）年

「書評 佐野誠著「カリスマ法制化への道程——マックス・ウェーバーにおけるカリスマ的支配の創造と発展」（1）・（2）・完（『法学論叢』第118巻第2号、第119巻第5号）」「マックス・ウェーバーの普遍史的思考における『法と支配』の位置——W・J・モムゼンのウェーバー論再考」（『法学論叢』第121巻第5号）」『法制史研究』第38巻、1989年3月、393-395頁。

1990（平成2）年

「書評 望田幸男／田村栄子著『ハーケンクロイツに生きる若きエリートたち』」『書齋の窓』第393号、1990年4月、52-54頁。

1993（平成5）年

「紹介 ジェイムズ・Q・ホイットマン著『ドイツ・ロマン主義時代のローマ法の遺産——歴史的光景と法的変動』1990年」（1）・（2）・完、『岡山大学法学会雑誌』第42巻3・4号-第43巻第1号、1993年3月-9月。

（1）第42巻第3・4号、1993年3月、73-117頁

（2・完）第43巻第1号、1993年9月、61-105頁

2011（平成23）年

「書評 佐々木有司編著『法の担い手たち』」『法制史研究』第60号、2011年3月、174-177頁。

2012（平成24）年

「書評 木村俊道著『文明の作法——初期近代イングランドにおける政治と社交』」『法制史研究』第61号、2012年3月、324-328頁。

（九）事典執筆項目

2000（平成12）年

「生ける法」「概念法学」「ゲルマン法」「自由法運動」「註釈学派」「ドイツ観念論哲学」「パンデクテン法学」「法史学」「法曹社会主義」「法曹法」「法典論争」「法の継受」「歴史法学」（伊藤正己／園部逸夫編『現代法律百科大辞典』1-7、ぎょうせい、2000年3月25日）。

2004（平成16）年

「ギムナジウム」「啓蒙思想」（尾形勇他編『歴史学事典11——宗教と学問』、弘文堂、2004年2月15日）。

（一〇）その他

1969（昭和44）年

「ゼミ報告・上山ゼミ（西洋法制史）——創意を生かすゼミ」『有信会誌』第 16 号、1969 年 9 月、178-179 頁。

1980（昭和 55）年

「ドイツ啓蒙期における団体史素描——知識社会史によせて」（京都大学近代法史研究会編『近代市民法と知識社会の構造（昭和 54 年度文部省科学研究費補助金（総合研究（A）研究成果報告書）・研究代表者：上山安敏）』、1980 年）、45-60 頁。

1997（平成 9）年

「レトリックと社交術について」（『法とレトリック——その歴史・理論・応用（平成 5 年度～平成 8 年度科学研究費補助金（基盤研究（A）（2））研究成果報告書・研究代表者：植松秀雄）』、1997 年）、11-12 頁。

1998（平成 10）年

「教養とは何か」『山陽新聞』1998 年 11 月 22 日付朝刊、第 23 面。

2012（平成 24）年

「今は昔」『京都大学総合人間学部広報』第 49 号、2012 年 3 月、8-9 頁。

2018（平成 30 年）

「竹下君の思い出」竹下賢追悼集編集委員会編『泰然自若＝悠悠閑閑 「宙の如き宇の如き」人なり。竹下賢追悼集』、2018 年 5 月 12 日、110-111 頁。

（一一）学会報告

1976（昭和 51）年

第 168 回法制史学会近畿部会（1976 年 5 月 16 日）「歴史法学の価値理念と合法的思考の成立——F・ラサールの歴史法学像」京大楽友会館。

1977（昭和 52）年

第 25 回法制史学会研究大会（1977 年 10 月 22 日～23 日）「エールリッヒ法社会学成立の歴史状況」大阪大学。

第 179 回近畿部会（1977 年 11 月 20 日）「書評 Jan Schröder: Savignys spezialistendogma und die “soziologische” Jurisprudenz, in Rechtstheorie Bd. 7, H.1, 1976.」日独文化研究所。

1979（昭和 54）年

第 194 回近畿部会（1979 年 11 月 18 日）「近代市民社会における団体について」京都学生センター。

1981（昭和 56）年

第 209 回近畿部会（1981 年 11 月 15 日）「歴史法学の『学派』形成について」京大会館。

1982（昭和 57）年

第 30 回法制史学会研究大会（1982 年 10 月 9 日～10 日）「法史学における法学史の可能性」関西大学。

1992（平成 3）年

アスコナの会（1992 年 5 月 16 日）「紹介 ジェイムズ・Q・ホイットマン著『ドイツ・

『ロマン主義時代のローマ法の遺産』(James Q. Whitman, *The Legacy of Roman Law in the German Romantic Era: Historical Vision and Legal Change*, Princeton University Press, Princeton, New York, 1990.)」楽友会館。(会の名称は過渡期のもの。)

1994(平成6)年

アスコナ会(1994年3月26日)「ウェーバーと『教養』」大阪ガーデンパレス。

1995(平成7)年

アスコナ会(1995年7月1日)「M・A・マレーの魔女論／その他」大阪ガーデンパレス。

1998(平成10)年

アスコナ会(1998年3月7日)「社交もしくは作法の歴史について」芝蘭会館。

2001(平成13)年

アスコナ会(2001年12月15日)「19世紀の教義と作法」芝蘭会館。

2003(平成15)年

アスコナ会(2003年9月27日)「福沢諭吉と国家理性——丸山眞男の所説を手がかりに」芝蘭会館。

2005(平成17)年

第382回近畿部会(2005年6月19日)「福沢諭吉と『文明』」同志社大学光塩館。

2008(平成20)年

アスコナ会(2008年5月31日)「カントとウェーバー——政治と道徳」芝蘭会館。

2012(平成24)年

アスコナ会(2012年6月30日)「公德について」芝蘭会館。

2015(平成27)年

アスコナ会(2015年5月30日)「丸山眞男と『法学部』——教養思想との関わりから」奈良市北部会館市民文化ホール。

#### (一二) 外部資金獲得実績

1977(昭和52)年度～1979(昭和54)年度

科学研究費補助金(総合研究(A)、課題番号:X00050)「近代市民法と知識社会の構造——ドイツ近代法史の社会史的研究」、研究代表:上山安敏、京都大学、4,800千円。

1980(昭和55)年度

科学研究費補助金(奨励研究(A)、課題番号:X00210)「ドイツ近代法史における団体と団体説の意義」、研究代表:西村稔、岡山大学、980千円。

1993(平成5)年度～1996(平成8)年度

科学研究費補助金(基盤研究(A)、課題番号:05401017)「法とレトリック——その歴史・理論・応用」、研究代表:植松秀雄、岡山大学、8,600千円(「法とレトリック研究会」につき、『中国新聞』1997年(平成9)年5月14日付朝刊も参照)。

★『文士と官僚』出版に際して1997(平成9)年度文部省科学研究費研究成果公開促進

費の交付を受けている。

(一三) 審議会など

2000（平成12）年10月～2002（平成14）年9月

倉敷市個人情報保護不服審査会委員

2002（平成14）年10月～2004（平成16）年3月

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

(以上)



## 第二部 西村稔先生の人と学問

### 一 西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書

初出：阪本編『Aún aprendo』〈<http://hdl.handle.net/10270/5154>〉、5-9 頁

筆者が学んでいた当時の京都大学の共通教育では、総合人間学部・大学院人間環境学研究科（旧教養部）所属の教員が、基礎ゼミナールという名前のゼミを開講していた。そのなかに高校世界史で耳にしたウェーバー（Max Weber）という人の本を読む演習があるのでのぞいてみようと思い、2004（平成 16）年春に着任されたばかりの西村稔先生（1947（昭和 22）11 月 4 日-2019（令和元）年 10 月 28 日）の基礎ゼミに出席した。先生との最初の出会いである。先生の授業を正式に履修したのは基礎ゼミだけだが、爾来、演習室のほか、A 号館（現：吉田南総合館）の研究室、百万遍の喫茶店（禁煙になると別なお店に移ることを繰り返した）と旗亭、そして岩倉のご自宅で、先生から学んだことは数限りない。

しかし、逆説的だが、お話する機会がいつそう増えたのは、むしろ筆者が福島に拾われた 2013（平成 25）年以降だった。夕方に勉強を切り上げた先生と無料通話アプリ Skype を用いて雑談をするのが恒例行事となったからである。先生はたいへんに規則正しい生活をなさっていて、散歩とご趣味の園芸の後は、ほぼ毎日遅くとも 9 時前に勉強を始められて 12 時半ごろに昼食と休息に入り、また 14 時過ぎから勉強を再開されていた。18 時前後にお疲れになると「とくに用事はないんだが」と言いながら、しばしば電話をかけてこられ、奥様が夕食の準備が整った旨をお伝えになる 19 時ごろまで、「ダベリ」が続いた。

話題は、ご研究から、スポーツ、床屋政談、新聞の書評（週末には主要 4 紙の書評欄に目を通されていた）、テレビ番組、筆者の学内行政の愚痴など、あまりに多岐にわたった。朝日新聞西部本社時代の上司が高橋和巳の旧制松江高校時代の悪友だった<sup>2</sup>、などといった意外なエピソードもあったが、大方はわざわざこの場を書くことのようにも思われない。が、全体として振り返れば、次の二点は言えると思う。つまり、先生が、時には意地になってでも、世間一般で流通している「わかりやすい」説明とは違う視点で物事を観ようとされていたこと、にもかかわらず筆者に対する私生活や大学行政にかんする具体的助言は、今日の時点から振り返るといずれも最適なものであったこと、である。先生は「書齋の人」でありながら同時に優れて「賢慮の人」<sup>3</sup>であった。あるとき筆者は先生のことを本来の意味のモラリストだと申し上げたところ、珍しく（？）嬉しそうにされていた。先生は人間を深く見つめられており、このことがおそらくは実生活における状況判断の適切さにもつながっていた。

<sup>2</sup> 西村先生没後に阪本が西村百合子様にうかがったところ、朝日新聞西部本社時代には、松本清張と同じ机で、校正作業をされていたそうである。後掲註 51 も参照。

<sup>3</sup> 西村稔『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』、名古屋大学出版会、2006（平成 18）年、287、338 頁。

しかし、これらは本題ではない。まえおきが長くなったが、以下はそうした会話のなかで蓄積された記憶の断片（私の主観的解釈の混入やそもそもの記憶違いもあろう）と若干の文献に基づく、先生のご研究の来歴と未完の学問構想をめぐる素描である。

19世紀ドイツ法制史から出発された先生の研究対象は、思いつくままに列挙しても、カント（Immanuel Kant）、ウェーバー、福澤諭吉、新渡戸稲造、丸山眞男と幅広く、脈絡がないという印象さえ、与えかねないかもしれない。だが、その遍歴は突飛なものではなく、むしろ時代・地域を超えて基本的な問いは持続していたのではないかというのが、筆者の仮説である。

先生のご研究を俯瞰する際には、さしあたり、①ラサール（Ferdinand Lassalle）およびエールリッヒ（Eugen Ehrlich）を研究対象とされていた1970年代、②知識社会史的アプローチを採用し、『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会』、木鐸社、1987（昭和62）年および『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源』、木鐸社、1998（平成10）年を上梓された1980年代～90年代、③舞台を近現代の日本に移し、『福澤諭吉』および『丸山眞男の教養思想—学問と政治のはざままで』、名古屋大学出版会、2019（令和元）年を執筆された2000年代～2010年代、という3つの時期に分けて考えると、見通しがよくなるかもしれない。

①の時期には、社会史の台頭を強く意識しつつも、主たる研究手法は「一思想家を通じて歴史構造を見る」<sup>4</sup>というものだった。しかし、岡山大学に就職された1979（昭和54）年ごろには、思想家のテクストを「内在的」に比較・分析する方法に限界を感じられていたようである。就職直後の時期を「スランプ」という言葉で表現されたこともあった。このように「内在的」的手法からの脱出を模索するなかで、西村先生は恩師、上山安敏先生の知識社会学的手法を自覚的に選び直し、8回にわたって「近代ドイツにおける法学と知識社会」<sup>5</sup>を連載された。1回分の掲載だけで100頁を超えることもある大論文であり、②の時期の到来を告げる先生の真の意味での処女作である。

西村先生はむろん上山先生を心の底から敬愛されていた。上山先生の無限の好奇心に感嘆して「自分も勉強が好きな方だがあの先生にはかなわない」とこぼし、2019（平成31）年1月に西村先生にとって最後となったアスコナ会（上山先生とその門下生の方々を中心とする研究会）に出席された直後には、「これからは西村君ももっと大胆に書けばよい」と上山先生に言葉をかけられて「おおいに元気づけられた」として、『丸山眞男の教養思想』の校正中のあとがきを全面的に書き直してしまわれた。「上山氏の学風を最もよく継承している」<sup>6</sup>ことも周知のとおりである。

<sup>4</sup> 西村稔「合法的思考の歴史的成立—歴史法学の価値理念と自由主義」(4)・完『法学論叢』第102巻第2号、1977（昭和52）年、53頁。

<sup>5</sup> 西村稔「近代ドイツにおける法学と知識社会—オットー・フォン・ギールケを中心として」(1)・(8)・完『岡山大学法学会雑誌』第31巻第2号、1981（昭和56）年、1-50頁、第31巻第3号、1982（昭和57）年、1-82頁、第31巻第4号、1982（昭和57）年、81-122頁、第32巻第1号、1982（昭和57）年、85-192頁、第32巻第2号、1982（昭和57）年、25-120頁、第33巻第3号、1984（昭和59）年、63-121頁、第33巻第4号、1984（昭和59）年、123-173頁、第34巻第1号、1984（昭和59）年、31-143頁。

<sup>6</sup> 望田幸男「書評 西村稔著『文士と官僚—ドイツ教養官僚の淵源』」『歴史学研究』723号、1999（平成11）年、44頁。

しかし、若き日の先生は、恩師の方法を無批判に模倣したわけではなく、誤解を恐れず書けば、葛藤と主体的な再選択のはてに「知の社会史」にたどり着かれたのであり、だからこそ、西村先生の上山先生への尊敬の念は、いっそう深く揺るぎのないものとなったのではないか。換言すれば、「弟子が師の掌の上から出ないことほど不幸なことはない」と語っておられた西村先生の精神の内面において斥力と引力が生み出したダイナミズムこそが、半世紀に及ぶ幸福な師弟関係を生んだのではないか——こう筆者には見えるのである。

さて、「紀要に連載したものを圧縮し、さらに加筆することでいい本になることを上山先生から学んだ。どう字数を増やすかを考えているうちは駄目で、どう削るかを考えるようにならなければならない」という趣旨のことも西村先生はおっしゃっていた。実際、この19世紀ドイツの知識社会全体を視野の入れた壮大な論文は、相当な換骨奪胎をへて最初の単著『知の社会史』にまとめられる。もっとも、次作への種は、すでに紀要連載の段階で蒔かれていた。すなわち「近代ドイツにおける法学と知識社会」のあとがきは「『教育』問題」<sup>7</sup>への関心を表明しており、1980年代半ばまでには、後半生を貫く「教養」とは何かという問いが、すでに先生のなかに胚胎していた様うかがえる。

『知の社会史』に続いて先生は、「学識」ないし「教養」概念が歴史的にいかなる変貌を遂げたのか、という形で前述の問いを深化させ、立花隆氏が「京大法学部出身の教養人とはかくもあるかと思わせるような中身たつぷりの本」<sup>8</sup>と称賛した『文士と官僚』を公刊された。紙幅の都合上「中世から19世紀末に至るドイツの『知』を多方面から楽しませてくれる、前人未到の社会史」<sup>9</sup>の内容に、これ以上は触れない。ここで注目したいのは、複数の論者がこの本の筆致について一致した評価を下している点である。他の評者のものも引けば——「記述内容は精緻をきわめ、またときにユーモアをも交え、圧巻というほかない」<sup>10</sup>、「知的世界の歴史的動向を『知ること』自体に、あたかも『陶醉』しているかのようなのである [...]。著者の営みは、あたかも奥地に進めば進むほど新たな発見に心躍らす学問的探検家の姿そのものを彷彿とさせる」<sup>11</sup>、「西村自身は、展望の悲観性とはまるでよそごとのように、その軽妙な筆致が実に楽しげなのだ」<sup>12</sup>。

先生は晩年の闘病をへて、ご自身の学問観が「丸山のいう『遊びとしての学問』と近い」<sup>13</sup>という結論に至った、とお書きになっている。しかし、「知ること」それ自体を楽しんでいる、という『文士と官僚』の一致した評価に鑑みれば、実際にはそう自覚されるずっと以前から、先生は「遊びとしての学問」を遂行されていたのではないか。『文士と

<sup>7</sup> 西村「近代ドイツにおける法学と知識社会」(8)・完、140頁。

<sup>8</sup> 立花隆「私の東大論Ⅲ——東大法学部は『湯呑み』を量産している」『文藝春秋』第76巻第5号、1998(平成10)年、188頁；同『東大生はバカになったか——知的亡国論+現代教養論』、文藝春秋、2001(平成13)年、135頁。

<sup>9</sup> 田村栄子「書評 西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』」『学鏡』第96巻第5号、1999(平成11)年、40頁。

<sup>10</sup> 佐野誠「書評 西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』」『週刊読書人』第2240号、1998(平成10)年、8面。

<sup>11</sup> 望田「書評 西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』」、44-46頁。

<sup>12</sup> 坂昌樹「啓蒙の『学識』と『公・私』のヤヌス——西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』、木鐸社、1998年を中心にして、別府昭郎著『ドイツにおける大学教授の誕生』、創文社、1998年および松元忠士著『ドイツにおける学問の自由と大学自治』、敬文堂、1998年にもふれつつ」『国際文化論集』第18号、1998(平成10)年、89頁。

<sup>13</sup> 西村『丸山眞男の教養思想』、549頁。

官僚』のあとがきは、同書中のいくつかの「発見は、筆者にとってまことに刺激的であり、この感覚を読者と共有することができれば、それこそが筆者の最も望むところである」とする。さらに遡れば、早くも「近代ドイツにおける法学と知識社会」のはしがきは、「歴史研究の動機としての„interessant“」<sup>14</sup>を語っていた。

ところで、論文「一八世紀の文芸と法」<sup>15</sup>が『文士と官僚』に結実するまでには6年の月日が流れている。この間に西村先生は植松秀雄先生を研究代表者とする共同研究「法とレトリック——その歴史・理論・応用」(1993-1996(平成5-8)年度)に参画しながらカントとウェーバーについて4本の論文を生み出し<sup>16</sup>、とくにカント研究を深められている。西村先生はのちに「カントを読むように福澤を読むことの問題点」<sup>17</sup>を指摘されることになるけれども、いわゆる実践哲学の復権の潮流に棹差してカントと対質されたこの時期に、具体的な文脈の下で具体的な個人に求められる状況的方法と「教養」を結びつける発想を醸成させたのだろう。このままドイツが研究対象に据えられていたならば、続く著作のテーマはカントとウェーバーになっていた可能性が高い。事実、少なくとも京大を退職される前後までは、このテーマの著作を江湖に問うことも視野に入れておられた。

しかし、外的環境がそれを許さなかった。先生は1998(平成10)年に岡山大学評議員に就任され、学内行政に奔走されることになった。このころの作品には誤字・脱字が多いところばされたのを別にすれば多くを語られなかったので、詳細は筆者には知る由もない。しかし、法科大学院設置のために相当な時間と労力を払われたであろうことは、岡山大学法学部の法科大学院構想をめぐる論文2篇<sup>18</sup>に容易に看取できる。19世紀ドイツにおける内面的な「教養」と外面的な「作法」との分裂、という図式を提示し、その妥当性を日本についても検討した過渡期の2作品<sup>19</sup>を境として、ご本人の証言では「もともとの日本のこともやりたいと思っていた」ところに「横文字を読む時間がなくなったという事情」が重なり、日本を主な研究対象とする③の時期が始まった。

<sup>14</sup> 西村「近代ドイツにおける法学と知識社会」(1)、125頁。

<sup>15</sup> 西村稔「一八世紀の文芸と法——学識観念の変化を中心として」(1)・(5)・完『岡山大学法学会雑誌』第40巻第3・4号、1991(平成3)年、259-308頁、第41巻第1号、1991(平成3)年、95-165頁、第41巻第2号、1991(平成3)年、61-164頁、第41巻第3号、1992(平成4)年、115-159頁、第41巻第4号、1992(平成4)年、1-120頁。

<sup>16</sup> 西村稔「マックス・ウェーバーと『教養』」(1)・(2)・完『岡山大学法学会雑誌』第44巻第1号、1994(平成6)年、43-74頁、第44巻第2号、1994(平成6)年、1-45頁；同「ウェーバーと『リテラテン』——『ゲレールテン』と対比して」『岡山大学法学会雑誌』第44巻第3・4号、1995(平成7)年、255-322頁；同「カントにおける『クルークハイト』について」『岡山大学法学会雑誌』第45巻第1号、1995(平成7)年、287-337頁；同「カントとレトリック」『岡山大学法学会雑誌』第46巻第3・4号、1997(平成9)年、133-203頁。

<sup>17</sup> 河野有理「福沢諭吉における〈社交〉の精神と〈教養〉の秩序——西村稔著『福澤諭吉——国家理性と文明の道徳』を読む」『福澤諭吉年鑑』第34巻、2007(平成19)年、48頁。

<sup>18</sup> 西村稔「司法改革ウォッチング 岡山大学法学部の法科大学院構想——『地方における法学教育研究会』に寄せて」『司法改革』第1巻第12号、2000(平成12)年、12-15頁；岡山大学法学部ロースクール設置準備室ワーキンググループ代表(西村稔・中村誠・服部高宏)「ロースクール構想と地方大学法学部・法学系大学院の役割」『岡山大学法学会雑誌』第49巻第2号、2000(平成12)年、97-108頁。

<sup>19</sup> 西村稔「教養と作法——覚え書」(1)『岡山大学法学会雑誌』第49巻第3・4号、2000(平成12)年、41-113頁；同「作法の欠落——教養主義と現代」『大航海』第38号、2001(平成13)年、171-179頁。

当初は唐木順三の「修養の世代と教養の世代」という二項対立図式を手がかりに大正から昭和前期にかけての教養思想をターゲットとされたが、唐木の福澤評価への疑念を端緒として、ご関心は福澤の思惟様式の解明に傾いた。

では「教養への旅」は中断されたのか。話はそう単純ではない。先生が最終的に福澤に見いだされたのは、「ことの大小軽重と緩急前後をわきまえ、目的と状況を冷静に見据え、同時に自己と相手を可能な限り知ったうえで、説得に努める」という「議論の仕方」であったからである<sup>20</sup>。ご自身で『『教養』の勧め』と呼んでいるように、兎を撃ちに行つて遭った鹿は、「福澤論吉の教養思想」そのものであった。

福澤が近代日本教養思想史研究という長いトンネルの入り口であったならば、出口になったのが丸山眞男である。京大退職後に丸山研究に本格的に着手し、丸山と教養主義との関係を研究する過程で、先生のなかでは、日常的な物事を面白く見るちから、自分なりのものの見方なり問題なりを設定する能力という、身体的な「教養」イメージがいよいよ固まっていったようである。これは『福澤論吉』で示された「教養」概念に通じる。

しかし、両者は直接的に結びつくわけではない。2006（平成 18）年に『福澤論吉』を出版されてから 2012（平成 24）年に本格的に丸山研究を開始するまでに取り組みされていたのは、和辻哲郎、阿部次郎のほか、新渡戸稲造、内村鑑三、夏目漱石、森鷗外、そして井上哲次郎の教養思想と「公共道徳」の関係のご研究であり（「道徳論」と総称しておられた）、丸山は全体の「最終章」<sup>21</sup>となるはずであった。この間に大学院のスクーリングでポーコック（J. G. A. Pocock）を扱われることがあったのも、「徳」の思想史へのご関心のゆえかもしれない（余談だが、先生はいわゆるケンブリッジ学派の思想史方法論と上山先生の研究手法との間に親和性をお感じになっていた）。

上述の一群の思想家・文学者のなかでは、京大退職直前は和辻を集中的に勉強されており、この段階では和辻研究を論文化することを構想しておられたようである。しかし、東京女子大学丸山眞男文庫が閲覧可能になったことを耳にされて、2012（平成 24）年の夏ごろには丸山研究を先行する決断を下された<sup>22</sup>。結果、鷗外や和辻などを主題とする膨大な草稿が残され（重複もあるが約 100 万字）、一部は『丸山眞男の教養思想』に反映されたが、新渡戸論<sup>23</sup>を例外として、大半は公表されないままとなった。

もっとも、先生は丸山研究の途上で、新たな変化、いや、より正確に書けば、ある種の原点回帰を志向していたようにも見える。『丸山眞男の教養思想』が仕上がるころには、いわば『知の社会史』の日本版としての「法学部の歴史」、とくに「知識社会史としての政治学史」を次の研究テーマとするお考えを固めていた。その一端は、アスコナ会でのご報告「丸山眞男と『法学部』」（2015（平成 27）年 5 月 30 日）で示されたようである。『丸山眞男の教養思想』執筆の最終段階で吉野作造についての記述を充実させ、また上山

<sup>20</sup> 西村『福澤論吉』、338 頁。

<sup>21</sup> 西村稔「知識人と『教養』——丸山眞男の教養思想」（1）『岡山大学法学会雑誌』第 64 巻第 1 号、2014（平成 26）年、107 頁。

<sup>22</sup> 参照、西村『丸山眞男の教養思想』、548 頁。

<sup>23</sup> 西村稔「『欧化』と道徳——新渡戸稲造の道徳・礼儀論」（1）・（5・完）『岡山大学法学会雑誌』第 53 巻第 3・4 号、2004（平成 16）年、1-37 頁、第 54 巻第 3 号、2005（平成 17）年、79-125 頁、第 56 巻第 3・4 号、2007（平成 19）年、333-377 頁、第 57 巻 2 号、2007（平成 19）年、79-119 頁、第 57 巻 3 号、2008（平成 20）年、1-39 頁。

先生の「知の資格制」<sup>24</sup>と並んで第一作『知の社会史』執筆の原動力になったという中山茂氏の『帝国大学の誕生——国際比較の中での東大』、中央公論社、1978（昭和 53）年を再読されていたのも、次なるご研究への布石ゆえ、とのことであった。だが、これらは打ち上げられることのないロケットの発射台となってしまった。

ちなみに、『知の社会史』のはしがきは「フンボルト的理念」と並んで「知の成層モデル」に言及し、丸山の論文「思想史の考え方について」<sup>25</sup>の参照を指示しているが<sup>26</sup>、フンボルト『国家活動の限界』、西村稔編訳、京都大学学術出版会、2019（令和元）年の翻訳と並ぶ遺作『丸山眞男の教養思想』の表紙と帯を飾ったのは、丸山自身の手になる「知の成層モデル」の素描であった。生前にご本人に確認したところ、この表紙と帯は名古屋大学出版会の編集者の方が丸山文庫所蔵資料を基に作成したものであり、偶然の一致にすぎない、とのことであった。しかし、これらの符合は、先生の「教養への旅」が一筋の道を倦むことなく歩み続けるものであったことを示唆しているように、筆者には思われる。

もちろん先生はこの道のどこかの地点で歩みをやめることなど企図されていなかった。ゴヤ晩年の自画像「それでもまだ学ぶぞ」のコピーを書斎の壁に掲げられた先生は、「死ぬまで勉強する。凡人がどこまでいけるかやってみる。論文が書けなくなったら翻訳をする」と口にされていたが（内心で、凡人ならその発想は採らないと思ったのを覚えている）、実際に、2019（令和元）年夏に倒れる直前まで石澤将人氏とアルフレート・ウェーバー（Alfred Weber）研究会を続けられた。「今日『人格』であるための唯一の方法は、ひたすら「仕事」に没頭することである」<sup>27</sup>というマックス・ウェーバーの命題を、それこそひたすら実践されたのである。かくして「死ぬまで勉強」されてそのままこの世界の外に旅立ってしまった先生は、自らの思想と行動を一致させるという稀有な生き方をお示しになった。

いま「稀有な生き方」と書いたが、このような生涯を送った生来の学者の心当たりが、身近なところに一人ある。戦後経済学史の泰斗にして歌人であった小林昇氏（1916-2010（大正 5-平成 22）年）である。一切の権威主義や官僚的なものへのほとんど生理的な不信、文学への憧憬（とくに鷗外への傾倒）、卓越した実務的手腕、求道者的な孤高の学問姿勢、締切の厳守、紀要に連載して単著にまとめるスタイルなどなど。筆者の勤務先の喪われて久しい学風を築き、「ぼくはあらゆる地上の欲望を絶って学問をする」<sup>28</sup>と水田洋氏に語ったというこの碩学を知れば知るほどに、「紅旗征戎吾ガ事ニ非ズ」という藤原定家の言葉を好む文人的法学者（Dichterjurist）であった西村先生と小林氏の精神の在り方は深いところで響き合っている、という印象を受ける。しかし、これでは先生が厳に

<sup>24</sup> 上山安敏「知の資格制——法学部の思想」『中央公論』第 96 巻第 5 号、1981（昭和 56）年、130-147 頁。

<sup>25</sup> 丸山眞男「思想史の考え方について——類型・範囲・対象」（武田清子編『思想史の方法と対象——日本と西欧』、創文社、1961（昭和 36）年）、3-33 頁。

<sup>26</sup> 西村『知の社会史』、4、7 頁；参照、同「近代ドイツにおける法学と知識社会」（1）、124 頁；同「啓蒙期法思想と知識社会——カントと啓蒙官僚」（長尾龍一・田中成明編『現代法哲学 2 法思想』、東京大学出版会、1983（昭和 58）年）、163 頁。

<sup>27</sup> 西村『文士と官僚』、441 頁。

<sup>28</sup> 水田洋「回想の小林昇」（服部正治・竹本洋編『回想 小林昇』、日本経済評論社、2011（平成 23）年）、174 頁。

戒められていた「想像を交えた内在的理解やきわめて大まかな『精神史的』説明」<sup>29</sup>である。それでも、回復された先生とお話する際には、「先生と小林昇って、似ていませんか」という話題をふるつもりであった。その機会が永久に訪れないことがただ残念である。

以上書き散らしたのはむろん筆者から見た西村先生の人と学問であり、引用した発言も私的な会話でなされた筆者のうろ覚えにすぎない。本稿が連なる峰々を想起させる先生の数多の作品の理解をかえって歪めてしまい、その価値を貶めないことを祈るばかりである。

---

<sup>29</sup> フンボルト『国家活動の限界』、560頁。

## 二 学部の争い—西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書拾遺

初出：「学部の争い—西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書拾遺」(『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に(警察政策学会資料第115号)』(第二輯・下冊)、2021(令和3)年5月8日)、451-454頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5431>〉

筆者は別稿で晩年の西村稔先生が、近代日本における「法学部の歴史」、とくに「知識社会史としての政治学史」に関心を寄せられていたと記したけれども(本書21頁)、具体的な内容にまでは紙幅の都合で踏み込めなかった。筆者は問題の所在を生前にうかがうとともに、若干の資料を集めてもいたので、以下では、明治前半の学部構成の変遷と政治学のトポスをめぐって先生と議論しつつ調べたことを、備忘録的に書き記したい。

戦前の日本の帝国大学は、フランス型、イギリス型との対比でドイツ型に分類されると言われる<sup>30</sup>。だが、この説明は間違いではないとしても、ことはそう単純ではない。19世紀末のドイツ語圏における大学の学部構成は、法律学と国家学—おおむね、今日の政治学・行政学・経済学に相当する—の関係を軸にすると、以下の三類型に整理される。第一類型は、国家学が哲学部に属する場合(代表：プロイセン)。第二類型は国家学を法学部のなかにおいており通例「法国家学部」と呼ばれるもの(代表：オーストリア・スイス)。第三類型は、技術系の専門を国家学とまとめて一学部に行っているもの(代表：南ドイツ)。これらの類型は成立した時代と密接にかかわっている。第一類型は旧い型の大学で、官房学が哲学部に進出した伝統をそのまま残している。第二類型は19世紀になって優勢になってきたタイプで、新設大学やオーストリアのように19世紀中葉に徹底した大学改革が行われた場合に採用された。第三類型は、官房学者ユスティ(Johann Heinrich Gottlob von Justi)の要求に相応していた限りで、18世紀型とみなせる<sup>31</sup>。

ドイツ帝国内ではプロイセン型学部制が支配的であったから、もしも明治日本が「ドイツ型」大学を忠実に輸入したならば、政治学は、『哲学』(政治学・史学を含む)に学問の総合性に立脚した指導原理を求めた<sup>32</sup>加藤弘之が哲学部に擬していた、文学部で講じられそうなものである。しかし、(東京)帝国大学に定着したのは、政治学のスタッフを法学部に配置するオーストリア型であった。今日までわが国の大学では、多くの場合、政治学科が法学部のなかに組み込まれ、政治学者の大半が法学部・法学系大学院で養成されてきたが、その淵源や如何。これが『知の社会史』以来、あるいはおそらくは後述する上山安敏先生の「知の資格制—法学部の思想」を目にして以来、先生が温めてきた問いであった。

ただし、「今日までわが国の大学では、多くの場合、政治学科が法学部のなかに組み込まれ」と書いたが、これはやや正確さを欠く。初発において事情は違い、政治学科は文学部に属していたからである。石井良助の要領を得た概説に従って、明治前半の学部構成

<sup>30</sup> 参照、石川健治「制度的保障論批判—『大学』の国法上の身分を中心に」『現代思想』第43巻第17号、2015(平成27)年、117頁など。

<sup>31</sup> 参照、『知の社会史』、210-211頁。

<sup>32</sup> 橋本敏市「近代日本における『文学部』の機能と構造—帝国大学文学部を中心として」『教育社会学研究』第59集、1996(平成8)年、95頁。



の変遷をたどってみよう<sup>33</sup>。1877（明治 10）年、東京医学校と東京開成学校を合併して設立された東京大学には、法学・理学・文学・医学の 4 学部が設けられた。法学部で法学の研究教育が行なわれたのは当然であるが、政治学は文学部に含まれていた。すなわち、当時の文学部には、第一科として史学哲学および政治学科、第二科として和漢文学科がおかれていた。もっとも、1879（明治 12）年に史学科は廃止されて、これに代わって理財科がおかれて、第一科は「哲学政治及理財学科」となり、1881（明治 14）年に哲学科と政治学・理財学科が分離したので、文学部の編成は、第一科「哲学科」、第二科「政治学及理財学科」、第三科「和漢文学科」となった。さらに、1885（明治 18）年 12 月に政治学および理財学科（後述するように、文部省通達では「政治学科」）は法学部に移され、法学部は法政学部と改称されたが、1886（明治 19）年 3 月 1 日の帝国大学令の公布により、東京大学は帝国大学として開設され、法政学部は法科大学となり、学科として法律学科と政治学科が設けられた。こうして帝国大学の誕生とほぼ時を同じくして政治学科・理財学科は文学部から法科大学へと移り、法学部の編成はプロイセン型からオーストリア型に移行した。

この政治学の転封の発案者は誰であろうか。すぐに名が思い付くのは伊藤博文である。周知のようにウィーンでシュタイン（Lorenz von Stein）に師事した伊藤は、1882（明治 15）年の書簡において、「人民の精神を直すは、学校本より改正するの外無」として、「モナルキックカルプリシンプル」を主唱する大学人であるシュタインを日本に招き「政府のアドバイセル」にすることを通じて、「学問上のシステムをレホルム」する期待を表明している<sup>34</sup>。パンデクテン法学を主要敵とするシュタインは、国家学と法律学の結合、とくにその制度化（法国家学部）を目標として掲げ、オーストリアの学部体制を起爆剤にプロイセン型の伝統的な学部＝教育システムを変革することを目指していた<sup>35</sup>。それゆえシュタインに学びドイツ語圏の大学事情に通じる伊藤がウィーンの法国家学部を模倣した法政学部に文学部から政治学科を移し、自由民権派の思想の源泉であったイギリス、フランス派に対抗しようとした——これは自然なストーリーである。

その可能性を 1981（昭和 56）年に指摘していたのが、上山先生であった。すでに述べたことと重複する部分もあるが、煩をいとわずに引用したい——「伊藤グループがグナイスト、シュタインの思想に傾注したことは、法科の性格に大きな影響を与えた。それは法科大学を法政学部に編成替えしたことに関連しているからである。すなわち [明治] 18 年に文学部にあった政治学科と理財学科を法学部に移し替え、法学部を法政学部に改編したのである。当時ドイツではまだ政治学は国家学として哲学部に所属していた。国家学は新官房学ともいふべきものであり、政治学と理財学（経済学）とを含んでいた。この再編によって法科は法律学科と政治学科より成る性格をもつこととなった。これはフランスの

<sup>33</sup> 以下の叙述は、石井良助「国家学会の創立」『国家学会雑誌』第 80 巻第 9・10 号、1967（昭和 42）年、12-13 頁に拠っている。

<sup>34</sup> 瀧井一博『伊藤博文——知の政治家』、中央公論新社、2010（平成 22）年、81 頁；寺崎昌男「帝国大学形成期の大学観」（寺崎ほか編『学校観の史的研究』、講談社、1972（昭和 47）年）、201 頁。なお、後者につき、上山先生は、「この論文は明治期の『帝大官僚養成論』をめぐる論争が極めてヴィヴィッドに描かれており、筆者の問題国心に触れたものである」と書かれている（「官僚制・国家試験・官僚法——ヘーゲル哲学と歴史法学派の役割」（1）『法学論叢』第 91 巻第 2 号、1972（昭和 47）年、30 頁）。

<sup>35</sup> 参照、『知の社会史』、201 頁。

型を做ったのではなく、ドイツの大学で進行しつつあった学科編成を先取りしたものである。その構想はシュタインの理想図であったし、日本に早くからやって来たラートゲンやロesslerにより準備されていたと思われる。」<sup>36</sup>。

「知の資格制」が掲載されたのは、西村先生が『知の社会史』の原型となった論文「近代ドイツにおける法学と知識社会」の連載を始められた時期（1981（昭和 56）年）と重なるので、順番から言えば、上山論文が『知の社会史』第 7 章のシュタインあるいはプロイセン国家試験制の叙述などに示唆を与えたのであろう。それはともかく、法政学部への改編を「伊藤グループ」の影響の所産と検討をつける上山先生は、同じ箇所「伊藤の法科大学への期待は固有の法科よりも政学（国家学）にあった」と述べるものの、伊藤本人、あるいはグループの誰が政治学科の再配置のアイデアを出したかについて検証していない。また、瀧井一博氏も、政治学科の法学部の編入につき、「法学と政治経済学を結び合わせることによって、「国家ノ須要ニ応スル」ための新しい学知を制度化するものであった」と評し、伊藤の帝大構想の連続線上に国家学会の成立があることを正当に指摘するけれども<sup>37</sup>、編入の過程自体については素通りしている。天野郁夫氏の手になる浩瀚な大学史の通史、そして、戦前の日本における政治学の制度化の過程を精力的に探索する佐々木研一朗氏による国家学会研究も同様である<sup>38</sup>。この経緯に西村先生は関心を寄せられていた。

2019（令和元）年夏までにいくつか資料を集めた限りでは、国替えの発案者とその意図の謎を解く手がかりは、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史 1』、東京大学出版会、1984（昭和 59）年、500-502 頁にあった。この資料は法政学部の設置が文部省の意向によるものであると推定する。その根拠は以下のものである。内閣には、文部卿大木喬任が太政大臣三条実美に宛てた 1885（明治 18）年 12 月 5 日の伺書が残されている。そのなかで大木は、「政治学ト法律学トハ素ヨリ密接ノ関係ヲ有」するのみならず、両者を一学部中におくことは研究教育上の便益があり、さらに「奥国大学及独逸大学等」においても法律学と国家学を一学部併置する例がある。このことを考えて、この際、文学部中の政治学科を法学部に移管することを考えたい、と具申ししていた。この伺書に対して、太政官第二局は 12 月 8 日付で審理結果の認案を作成したが、それは「政治法律ハ素ヨリ密接離ルベカラザルモノ」というように文部卿伺の趣旨をそのまま承認し、認可を立案している。かくして大木は 12 月 15 日に「文学部中ノ政治学科ヲ法学部ニ移置シ、法学部ヲ法政学部ト改称ス」と大学宛てに通達した。ここに、大木の名が浮上してくるのである。

もっとも、筆者が先生の存命中に調べたのはここまでである。大木の伝記では大木がプロイセンの法学者、グナイスト（Rudolf von Gneist）<sup>39</sup>の講義録を秘密裏に入手してい

<sup>36</sup> 上山「知の資格制」、142 頁（傍点原文。漢数字は算用数字に変更した）。

<sup>37</sup> 瀧井一博「初期国家学会の考察——伊藤博文と渡辺洪基」『人文論集』第 37 巻第 1 号、2001（平成 13）年、7 頁など。

<sup>38</sup> 参照、天野郁夫『大学の誕生（上）——帝国大学の時代』、中央公論新社、2009（平成 21）年；佐々木研一朗「明治期の国家学会の実態に関する一考察——『国家学会雑誌』論説記事に注目して」『政治学研究論集』第 42 号、2015（平成 27）年、39-56 頁。

<sup>39</sup> グナイストの生涯とその憲法思想については、参照、上山安敏『憲法社会史』、日本評論社、1977（昭和 52）年、第 1 章。

たことが触れられるものの<sup>40</sup>、オーストリアとの接点は見えてこない。さらに言えば、法学部の誕生によって学部制がプロイセン（伝統）型からオーストリア型（19世紀型）に転換している一方で、この後も法学部内の学問・教育体制が法律学中心で官吏採用も法科官僚型＝プロイセン型であるというのが「矛盾」なのか、それともなお検討すべきことがあるのか、という問いも残されたままである。先生が遺著の註において、「官僚の中でもとくに重要なのが行政官であるとすれば、行政官養成（とくに官吏採用試験）と政治学との関連を明らかにしなければならず、とりわけいわゆる法科独占（Juristenmonopol）の問題が検討されなければならない。さらに、丸山のジャーナリスト的な活動は、法学部教育の『実践的』ないし『実用的』性格と直接関わっておらず、逆に実定法の講義は、通例の意味において『実践的』でも『実用的』でもないということに留意しなければならない。だが、これらの問題と丸山の関係については稿を改めて論じたい<sup>41</sup>と書き残されたのは、この論点につながっている。

行政法・憲法の領野で重要な業績をあげた碩学、高柳信一は、「学問の自由」論の金字塔の「あとがき」のなかでドイツ型の大学の理念の我が国への「継受及びその制度化の過程並びにその現実態の探求」<sup>42</sup>を残された課題に挙げている。それから40年近くが経過した今日でも、事情は基本的に変わっていない。フンボルト『国家活動の限界』において、ベルリン大学設立に奔走する官僚フンボルトが残したテキストを邦訳した西村先生が向かわれようとしていたのは、高柳が指摘していた未解決の問題、すなわち、ドイツ型の大学の理念のどの部分がいかに近代日本に導入され、具体的な制度に結実していったか、という動態的な分析であったとも言えよう。探求の開始点は上記の政治学科をめぐる学部の争いであったはずであり、「知の資格制」と中山『帝国大学の誕生』を槓杆にしながら官吏採用試験の変遷も視野に収めつつ、その先には「東大政治学（学科）の——ということはある程度まで日本の——政治学の『伝統』像を描く」という「蠱惑的なテーマ」が見据えられていた<sup>43</sup>。最終的には削除されたが、『丸山眞男の教養思想』のあとがきの草稿（2018（平成30）年秋段階）には、官僚から学者に転じた南原繁、田中耕太郎、河合榮治郎らを中心に、明治以来の学者の政治への関与（Gelehrtenpolitik）の歴史を概括的にも跡づけ、丸山をそのなかに位置づけるという課題が「一点だけ、果たそうとしてできなかったこと」としてあがっていた。官界・政界と学界との往復運動も次作で検討されたはずである。しかし、2冊の大著を上梓し、ついに「知識社会史としての政治学史」に着手した先生を、2019（令和元）年8月、再発した胃癌は襲ったのであった。

<sup>40</sup> 参照、重松優『大木喬任』、佐賀県立佐賀城本丸歴史館、2012（平成24）年、67頁。

<sup>41</sup> 西村『丸山眞男の教養思想』、523-524頁。

<sup>42</sup> 高柳信一『学問の自由』、岩波書店、1983（昭和58）年、375-376頁。

<sup>43</sup> 西村『丸山眞男の教養思想』、296頁。

### 三 額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先生

初出：『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）——上山安敏先生追悼 併載：【附属参考資料 1】上山安敏先生エッセイ集（1964～2004） 【附属参考資料 2】田中周友博士略年譜・著作目録（八訂稿）——ローマ法・法制史学者著作目録選（第十四輯）』（CD版、2022（令和4）年2月1日刊）268-270頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5431>〉

筆者が上山安敏先生にお目にかかったのは研究会の席で、しかも数回だけである。阪本編『Aún aprendo』に、初期の門下生であり、筆者の恩師の一人である西村稔先生の追悼文（四「西村稔兄の思いで」）をご寄稿いただいた縁で、最晩年の上山先生から数通のお葉書をありがたくも頂戴したが、いずれにせよ淡い交わりである。それゆえ、この小文も、主に手元にある資料と筆者の記憶をもとに、両先生の師弟関係の一側面を素描するものにすぎない。

いま「手元にある資料」と書いたのは、具体的には無料通話アプリ **Skype** のチャットの履歴を指す。筆者が福島に来た 2013（平成 25）年以降、夕方に勉強を切り上げた西村先生と **Skype** を用いて雑談をするのが恒例行事となり、一般には電子メールを用いて行うようなやりとりについても、**Skype** のチャットで済ますことがほとんどであった。チャット記録は、2015（平成 27）年 4 月以前のものに残っていないのであるが、それ以降のもの（2019（令和元）年 7 月まで）を筆者は保存していて、検索したところ計 8 回、西村先生は、上山先生に触れられていた。そのなかには、電話で上山先生から「丸山論文は、本にまとめるなら、もっと自分の意見を出したらどうかといわれ」た（2015（平成 27）年 12 月 6 日）とか、文献に「付箋を貼る（昔は切った紙を挟む）のは上山先生を見習っ [た] もの」（2018（平成 30）年 2 月 19 日）とかいうもの以外に、西村先生が上山先生の研究手法をどうご覧になっていたか、にかかわるものも含まれる。そこでは、関西大学法学部で日本法制史を講じられていた故石尾芳久氏が、1976（昭和 51）年頃、阪急総持寺駅前の旗亭で、上山先生の研究手法は「額縁」であり「絵」の中身（学説・思想）の解説を欠いている、と批判された、というエピソードが登場する（酒席にいたった経緯については、西村先生ご自身が「竹下君の思い出」<sup>44</sup>にお書きになっている）。

2018（平成 30）年 2 月 26 日のチャットには、石尾氏による批判は「当たっているのですが、そういえば身も蓋もない話。純粹思想史だけが思想史じゃありません、と反論したいところ」とある。西村先生は、別な機会に、上山先生のご研究は学問それ自体へのイデオロギー批判である、という趣旨のことも語っておられたから、絵に描かれた風景の地平に内在する「純粹思想史」では、どこまで突き詰めても、絵を支えるものの構造までも透視することはできない、という判断も含意されていたのだろう。

もっとも、一方で『マックス・ウェーバーの法社会学』、法律文化社、1971（昭和 46）年の著者に、共鳴するところもあったようである。2016（平成 28）年 10 月 22 日のものは、こう続く。歴史法学研究とは「法学の『近代』を問う」ものであったけれども、

<sup>44</sup> 竹下賢追悼集編集委員会編『竹下賢追悼集 泰然自若＝悠悠閑閑 「宙の如き宇の如き」人なり。』、2018（平成 30）年、110-111 頁；阪本編『Aún aprendo』、50 頁。

それを扱う上山先生には「方法的な問題」があり、「僕なんかは、多少、それに反発した部分もあった」。もちろん上山先生も『憲法社会史』なんかでは学説の中身に迫って」いるので、「あまり自慢はできません」が、石尾氏が「額縁」と呼んでいた上山先生の方法に、「私は少し学説・思想の解説という伝統的方法をプラスした」。1987（昭和 62）年に東京大学出版会が企画したものの 2022（令和 4）年 1 月現在まで未公開のままである、石部雅亮・村上淳一編『ドイツ近代法史辞典』に寄稿した論文「歴史法学、パンデクテン法学」では、「多少、学説の内容にも触れた」——このようにご自身の研究を位置づけられている。幻となった「歴史法学、パンデクテン法学」には、西村先生が上山先生と相対した痕跡も、刻み込まれているのであろうか。

西村先生のなかでの「額縁」と「絵」の比重は、日本に研究対象を移し、福澤諭吉のテクストに沈潜してその思惟様式の解明を目指した『福澤諭吉』では、後者にいっそう傾いたようにも見える。が、上山先生思想史研究の方法が西村先生の意識から離れることはなかった。西村先生は、筆者に対して、上山先生の手法を用いれば日本近代史ではまだまだやれることがある、と語っておられたし、大学院の演習でポーコックを扱われたときも、いわゆるケンブリッジ学派の思想史方法論に、上山先生の研究手法との類似性を看取されていた。遺作、『丸山眞男の教養思想』のあとがきには、「手法も師の教えとかけ離れ」<sup>45</sup>とあるけれども、和辻哲郎や「法学部教養派」（田中耕太郎、南原繁）らが織りなす知識社会のなかに丸山眞男を位置づける同書のアプローチは、「法学部、哲学部を含めた知識社会の集団社会学的考察」<sup>46</sup>につながっている。「額縁」へ振り子は再び振れていた。西村先生は、上山先生のすべてを継いだ弟子はいない。自分も作品でいうと『法社会史』や『憲法社会史』などの時期の弟子に過ぎない、という趣旨のことを、筆者に語られたこともある。とはいえ、比較教育社会史の泰斗の次の評価は、やはり適切であると思われる——「上山氏といえば、法制史分野のリーダー的存在であるばかりでなく、むしろ『知の社会史』において先駆的かつ精力的な活躍をされている。そこには狭義の法史を越えて、法をもふくむ人間の知的・感性的営みに対する飽くことなき探究的関心の発露がある。このような上山氏の学風を最もよく継承しているのは西村氏であらう」<sup>47</sup>。

『丸山眞男の教養思想』のあとがきでの上山先生への謝辞には、2018（平成 30）年春段階から若干の異同がある。「恩師上山安敏先生（京都大学名誉教授）には、例によって『まだか、まだ出ないか』と何度も励ましの御催促をいただいた。手法も師の教えと異なっており、到底五十年の学恩に報いるに値しないが、先生はまさに学問とは『面白さ』であるということをも身をもって教えられ、私はそれを導きの星としてきたし、今後もそうしたい。」これが当初のものであり、最終版とほぼ同内容だけれども、末尾の「今後もそうしたい」というくだりは、闘病を経て「本書において先生の薫陶をいくらかでも生かすことができれば、幸いである」に修正されることになる。西村先生は、2019（令和元）年夏に再入院される直前、次の研究テーマたる近代日本の法学部の歴史（まさに「額縁」！）に着手されたが（参照、本書 21-27 頁）、『丸山眞男の教養思想』とフンボルト

<sup>45</sup> 西村『丸山眞男の教養思想』、550 頁。

<sup>46</sup> 上山安敏『法社会史』、みすず書房、1966（昭和 41）年、429 頁。

<sup>47</sup> 望田「書評 西村稔著『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』」、44 頁。

『国家活動の限界』の翻訳が最後の作品になるかもしれない、と予感されることもあったのだろうか。上山先生が長逝されたのは、2021（令和3）年10月28日のこと。その2年前に病没された西村先生のご命日と、同日にあたる。

2016（平成28）年1月10日のチャットには、「学問をやり続けるという一点においてなお〔上山〕先生の弟子であることを厚かましくも<sup>〔ママ〕</sup>自任して」いる、とある。西村先生は、手法や対象の点で師から離れることはあっても、師の学問の精神を疑われることは生涯なかった。西村先生が上山先生についてお話しされるときの眼差しや口ぶりは、幼子が母親の手をぐっと握りしめているときに抱くような、絶対的な信頼感を湛えていた。半世紀に及ぶ幸福な師弟関係で結ばれた両先生<sup>48</sup>のご冥福を、衷心よりお祈り申し上げる。

---

<sup>48</sup> 上山先生から頂戴したお葉書（2020（令和2）年4月14日付）には、上山先生が、①シベリア抑留世代である上山先生と大学紛争世代である西村先生との世代間のギャップを感じておられたこと、にもかかわらず、②西村先生と最期まで率直に交友できたことを喜ばれていること、が記されている。

## 四 西村稔兄の思い出

上山 安敏（京都大学名誉教授）

初出：阪本編『Aún aprendo』〈<http://hdl.handle.net/10270/5154>〉、1 頁

西村稔兄の業績については多くの方々が書いておられるので、ここでは私が西村兄らと初めて翻訳したウェーバーの大学論<sup>49</sup>についての話を記すだけにしたい。

当時私は科研費の制度が始まって法学部の域を超えて中山茂さんを代表に、潮木守一、天野郁夫、寺崎昌男さんらが集まった大学史研究会<sup>50</sup>に参加していたが、途中でドイツのハイデルベルク大学に行ったとき、偶然に図書館でウェーバーの大学論関係の資料に出会い、日本に持ち帰りその編集を始めた。当時法学部の助手であった西村兄に声をかけ、三吉敏博さんに加わって戴き、三人の共訳の作業をした。

ところが当時忙しかった私はばらばらの資料を一冊の本に纏めるのに苦労した。その時行動的に働いて呉れたのが西村兄だった。訳文を読み易くし、訳注と解題を率先して引受け、私は後尾の解説を書いただけであった。西村兄にとってこの資料は心の琴線に触れたに違いない。

これらの論説は、伝統的な学術雑誌に載った論文ではなく、「フランクフルト新聞」を始め民間の新聞紙上に投稿された論文であり、その発言の母体となったのは若き研究者が集まった「大学教員会議」である。

そして西南ドイツのバーデンのハイデルベルクを拠点にして、ベルリンの文部官僚の頂点に立つアルトホフ体制を批判するという構図になっている。だから学者（ゲレールテン）離れの実感が紙面に溢れ出ている。

おそらく西村兄の気持の上で共感を持ったのは、彼がかつて新聞記者のキャリアを経て<sup>51</sup>大学人になったということも考えられよう。

ただあの頃私自身将来の研究にも確定したラインが見出せず迷っていた。それだけに西村兄とも方法論についてやり合った時があった。ただ思い出すのは西村兄が研究室を訪れ、もう一度弟子にして貰いたいと懇願された記憶がこびりついている。

一辺は断絶した危機は、西村兄の決断で収まった。その後彼が学界に新風を吹き込んだ『知の社会史 近代ドイツの法学と知識社会』（1987 年）や『文士と官僚 ドイツ教養官僚の淵源』（1998 年）には彼自身が心底好んだ教養という独自の地平が息づいている。

<sup>49</sup>（編註）上山安敏／三吉敏博／西村稔編訳『ウェーバーの大学論』、木鐸社、1979（昭和 54）年。巻末には上山先生の手になる「マックス・ウェーバーの大学論——解説にかえて」（153-219 頁）がある。初出は、上山安敏／三吉敏博／西村稔編訳「マックス・ヴェーバーの大学論」（1）-（3）『法学論叢』第 97 巻第 2 号、1975 年 5 月、87-94 頁、第 97 巻第 4 号、1975 年 7 月、96-104 頁、第 98 巻第 2 号、1975 年 11 月、101-106 頁（(3) のみ副題：「ドイツの大学における所謂『教授の自由』」）。

<sup>50</sup>（編註）参照、上山安敏「思い出とテーマ」『木鐸』第 23 号、1984（昭和 59）年 12 月、6-7 頁；羽田貴史「高等教育研究の制度化と教育社会学——分化と統合」『教育社会学研究』第 104 集、2019（令和元）年 7 月（[https://www.jstage.jst.go.jp/article/eds/104/0/104\\_7/pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/eds/104/0/104_7/pdf)）、9-10 頁など。

<sup>51</sup>（編註）西村稔先生は、1971（昭和 46）年に朝日新聞社に就職され、翌年退職されている。ただ、貝瀬拓彌氏も「西村先生のお人柄」（阪本編『Aún aprendo』、39 頁）で触れているように、いまで言うビジネス部門に勤務していたと、阪本には語られていた。2022（令和 4）年 1 月 7 日、阪本が西村百合子様に確認したところ、朝日新聞西部本社では、広告部門で主に校正業務をされていたそうである。

阪本尚文（さかもと なおふみ）

京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士課程単位認定退学。現在、福島大学行政政策学類准教授。専門は憲法史。

主な著訳書

ネッケル『穀物立法と穀物取引について』共訳、京都大学学術出版会、2021（令和 3）年、『歴史学の縁取り方——フレームワークの史学史』共著、東京大学出版会、2020（令和 2）年、『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ——西村稔先生追悼集』私家版、2020（令和 2）年〈<http://hdl.handle.net/10270/5154>〉、フンボルト『国家活動の限界』共訳、京都大学学術出版会、2019（令和元）年、フリードリヒ二世『反マキアヴェッリ論』共訳、京都大学学術出版会、2016（平成 28）年ほか。